平成２８年（フ）第６９号
北海道小樽市長橋４丁目10番27号
破産者　合同会社ラケア
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第７２号
北海道小樽市花園４丁目７番１号
破産者　ウィズユーホーム有限会社
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第５１号
福島県須賀川市影沼町106番地
破産者　有限会社なぎさ本舗京都屋福島
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第８５９号
さいたま市岩槻区長宮875番地の２、商業登記簿上の本店所在地さいたま市岩槻区大字長宮982
破産者　有限会社シムラ運輸
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７５１号
千葉県市原市西広６丁目18番地38
破産者　佐々木利明
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５３５号
名古屋市瑞穂区牛巻町３番18号
破産者　有限会社ドルフィン・コーポレーション
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５０号
兵庫県三田市ゆりのき台３丁目１番地の１
破産者　マーズ株式会社
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５号
松江市御手船場町582番地11
破産者　イーエムシー西部株式会社
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２号
島根県出雲市東林木町843番地１
破産者　有限会社エコサポート
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５６４号
熊本県天草市牛深町1551番地の45
破産者　荒田建設株式会社
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８９号
北海道厚岸郡厚岸町真栄１丁目130番地
破産者　合同会社ヴィータファクトリー
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２０７号
茨城県水戸市柳町１丁目３番22号
破産者　有限会社栗原スプリング製作所
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２９号
金沢市元町１丁目４番１号
破産者　有限会社Ｓ・Ｋ・Ｙ
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５５号
静岡県沼津市我入道林町498－５
破産者　有限会社ショーエー
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５２号
京都市下京区御幸町通高辻下る桝屋町460番地
破産者　株式会社ラッキースタンプ
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５５５号
京都市下京区柿本町589木下ビル１階
破産者　株式会社ゴールドスプリントジャパン
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６５２号
京都市伏見区京町南８丁目101番地の１
破産者　マルマン産業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６６７号
京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町222番地
破産者　株式会社本丸
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７４０号
京都市中京区河原町通三条上る恵比須町434－２　「プチトール884」３階、商業登記簿上の本店所在地京都市中京区河原町通三条上る恵比須町432番地
破産者　株式会社京美堂
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
岡山県岡山市中区穝東町２丁目２番31－４号
破産者　片山　範彦
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３９号
岡山市南区新保504番地３
破産者　日髙　　満
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部